

和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領

(目的)

第1 本要領は、和歌山県県土整備部の所掌する請負工事の工事成績評定の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術推進の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

また、委託業務の成績評定の通知に関する事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事及び業務)

第2 評定点の通知の対象とする工事は、県土整備部が発注する全ての請負工事(農林水産部が検査を実施する工事を除く)について行うものとする。

2 評定点の通知の対象とする業務は、県土整備部が委託する業務のうち、和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)第2条に定める県工事に伴う業務について行うものとする。

(評定の結果の通知)

第3 発注機関の長は、検査職員から完成検査の評定の結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負人又は当該委託業務の受託者に対して、次の表に掲げる様式により通知するものとする。

	工 事	地質調査 測量作業	調査業務 計画業務	設計業務	現場技術業務
工事完成検査結果 通 知 書	別記第1号 様 式	-			
業務完了検査結果 通 知 書	-	別記第2号様式			
成績評定結果 通 知 書	別記第3号 様 式	別記第4号 様 式	別記第5号 様 式	別記第6号 様 式	別記第7号 様 式

(評定の修正)

第4 発注機関の長は、第3の通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 発注機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を通知するものとする。

(説明請求)

第5 第3及び第4の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により発注機関の長に評定点について、説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、評定の通知を受けた者から評定についての説明を求められた場合には、

延滞なく回答するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3関係)

工事完成検査結果通知書

平成 年 月 日

契約の相手方

住所、商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事完成検査の結果は、下記のとおりです。

記

契約目的事項	平成 年度 第 号
	地内
	工事
契約金額	円
契約年月日	平成 年 月 日
完成期限	平成 年 月 日
届出による完成日	平成 年 月 日
検査年月日	平成 年 月 日
検査結果	合格 工事成績評定点 点

別記第2号様式(第3関係)

業務完了検査結果通知書

平成 年 月 日

契約の相手方

住所、商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務完了検査の結果は、下記のとおりです。

記

契約目的事項	平成 年度 第 号
	地内
	業務
契約金額	円
契約年月日	平成 年 月 日
完成期限	平成 年 月 日
届出による完成日	平成 年 月 日
検査年月日	平成 年 月 日
検査結果	合格 業務成績評定点 点

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事成績評定結果通知書

貴社が受注した平成 年 第 号 工事
 について、和歌山県県土整備部工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

考査項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来映え	/ 8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		/ 100点

※5. 創意工夫のうち、II. 県産品、県認定リサイクル製品

(個別に評価した点数)

/ 4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した平成 年 第 号 業務
 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

評価項目	評価の視点	業務評定	
		評定点	範囲
専門技術力	提案力、改善力		120 ~ 200
	業務執行技術力		80 ~ 396.8
管理技術力	工程管理能力		40 ~ 120
	品質管理能力		120 ~ 200
	迅速性、弾力性、調整能力		60 ~ 100
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性		20.8 ~ 100
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		40 ~ 200
成果品の品質			140 ~ 700
合 計			
評定点の加重平均点			
事故による減点			- 5~0
瑕疵修補又は損害賠償による減点			-20~0
総合評定点			

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した平成 年 第 号 業務
 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

評価項目	評価の視点	業務評定	
		評定点	範囲
専門技術力	提案力、改善力		120 ~ 200
	業務執行技術力		80 ~ 396.8
管理技術力	工程管理能力		40 ~ 120
	品質管理能力		120 ~ 200
	迅速性、弾力性、調整能力		60 ~ 100
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性		20.8 ~ 100
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		40 ~ 200
成果品の品質			140 ~ 700
合 計			
評定点の加重平均点			
事故による減点			- 5~0
瑕疵修補又は損害賠償による減点			- 20~0
総合評定点			

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した平成 年 第 号 業務
 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

評価項目	評価の視点	業務評定	
		評定点	範囲
専門技術力	提案力、改善力		120 ~ 200
	業務執行技術力		80 ~ 396.8
	施工時への配慮		20 ~ 100
	コスト把握能力		20 ~ 100
管理技術力	工程管理能力		40 ~ 120
	品質管理能力		120 ~ 200
	迅速性、弾力性、調整能力		60 ~ 100
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性		20.8 ~ 100
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		40 ~ 200
成果品の品質			160 ~ 800
合 計			
評定点の加重平均点			
事故による減点			- 5~0
瑕疵修補又は損害賠償による減点			- 20~0
総合評定点			

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した平成 年 第 号 業務
 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

評価項目	評価の視点	業務評定	
		評定点	範囲
専門技術力	提案力、改善力		60 ~ 100
	業務執行技術力		80 ~ 387.2
	施工時への配慮		20 ~ 100
管理技術力	工程管理能力		40 ~ 120
	業務内容		280 ~ 1000
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		20 ~ 100
成果品の品質			20 ~ 100
合 計			
評定点の加重平均点			
事故による減点			- 5~0
瑕疵修補又は損害賠償による減点			- 20~0
総合評定点			

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先